

市民税・都民税と所得税の申告をする方へ

保険税・保険料は社会保険料控除の対象です

前年の1～12月に納めた①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料は、控除の対象となります。納付額は下記の書類でご確認ください。

確認書類

- 特別徴収(年金からの天引き) = 日本年金機構または各共済組合から送られる前年分の公的年金などの源泉徴収票(①～③)
 - 普通徴収(納付書での支払い) = 領収書(①～③)
 - 普通徴収(口座振替) = 振替口座の通帳、または1月18日(月)に市から送付する「口座振替済のお知らせ」(①②)、「納付済金額のお知らせ」(③)
- ※上記以外の健康保険組合などに加入している方は、加入する健康保険組合などに確認してください。

問 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の確認書類 = 納税課 ☎内線2414、介護保険料の確認書類 = 介護保険課 ☎内線2687

介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

問 介護保険課 ☎内線2685

控除対象金額は、介護保険サービスを利用した際の領収書に記載されています。控除対象費用の内容など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

サービス区分	サービス種類	医療費控除対象費用
居宅サービス(医療系)	訪問看護、通所リハビリなど	自己負担額、居住費、食費
居宅サービス(福祉系)	訪問介護、通所介護など	ケアプランに基づいて医療系の居宅サービスと併せて利用した場合の自己負担額(一部例外あり)
施設サービス(医療系)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	自己負担額、居住費、食費
施設サービス(福祉系)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額、居住費、食費の合計額の2分の1

「おむつ代の医療費控除」「障害者控除」の証明書を発行します

証明書の発行は毎年申請が必要です。発行には日数がかかりますので、早めの申請をお願いします。申請書は市ホームページからも入手できます。

寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

- 人 おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定を受けており、寝たきりで尿失禁の可能性が介護認定資料により確認できる方
- ※確定申告には、おむつ代の領収書も必要です。
- ※初めて控除を受ける方は、主治医に「おむつ使用証明書」を請求してください。

65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除対象者認定書

- 人 65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方
- 申 問 いずれも介護保険課(市役所1階11番窓口) ☎内線2682へ

税理士による所得税の確定申告無料相談

日 2月16日(火)～3月15日(月)午前9時～11時、午後1時～3時(土・日曜日、祝日を除く)

※混雑時は整理券を配布します。

- 人 確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税額のない方)で住宅借入金等特別控除がない方(譲渡所得のある方を除く)

所 市役所第二庁舎

物 印鑑、前年中の収入を確認できる書類、控除のための証明書や領収書、還付を受ける場合は口座番号が分かるもの、マイナンバーカードの写しまたは番号確認書類・本人確認書類の写し

申 期間中会場へ

問 市民税課 ☎内線2342



偽税理士にご注意を!

問 東京税理士会 ☎03-3356-4476

税理士資格のない者が、税務相談や税務書類の作成、税務代理をすることは法律で禁じられています。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用していますので、依頼の前にご確認ください。また、日本税理士会連合会の税理士情報検索サイトでは、税理士登録されている全国の税理士情報を検索できます。



マイナポイントの申し込み方法

問 マイナポイント事業ホームページ

HP <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

総務省マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

(午前9時30分～午後8時。土・日曜日、祝日は5時30分まで)

マイナンバーカードを取得したうえで、「マイキーID」の設定とマイナポイントの申し込みが必要です。3月31日(水)までにマイナンバーカードの申請をした方が対象です。なお、手続きにはマイナンバーカードを申請した際に設定した数字4桁の暗証番号を利用します。※キャッシュレス決済サービスによっては事前に別の手続きが必要です。詳しくは各事業者にお問い合わせください。

スマートフォンやパソコンで申し込む

専用のアプリ・ソフトをダウンロードして手続きします。詳しくは同省ホームページ [HP https://www.soumu.go.jp/](https://www.soumu.go.jp/) (右記二次元コード) をご覧ください。



マイナポイント手続きスポットで申し込む

コンビニエンスストアや三鷹上連雀郵便局などに設置してある多機能端末(右記マークが貼ってあるもの)で手続きします。



「マイナポイント・マイナンバーカード申請支援特設窓口」でお申し込みをサポートします

日 3月31日(水)までの平日午前8時30分～午後5時

所 第二庁舎2階

物 マイナンバーカード、希望する決済サービスのICカードなど

申 期間中会場へ



1月18日(月)から

市民課窓口でキャッシュレス決済が利用できます

問 同課 ☎内線2324

新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口での待ち時間や接触機会を減らす目的で、キャッシュレス決済の取り扱いを開始します。また、職員との現金の受け渡しが不要なセミセルフレジ(写真)を新たに設置します。



利用可能なキャッシュレス決済の種類

- 電子マネー(交通系IC、楽天edy、WAON、nanaco、iD、QUICPay)
- クレジットカード(VISA、Master、JCB、AMEX、Diners、銀聯)
- 二次元コード(PayPay、LINE Pay、メルペイ、auPAY、d払い、WeChatPay、Alipay)

* 順次利用開始

※現金との併用や、窓口での電子マネーのチャージはできません。

